

国主導の合併推進中止

市移行要件の緩和廃止 交付税算定優遇は継続

特例法改正案のポイント

- ・目的規定を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正し、10年間延長
- ・市に移行する人口要件を5万人から3万人に緩和する特例を廃止
- ・合併推進に向けた国的基本指針策定や、知事による合併協議会の設置勧告など、国や都道府県の積極的な関与を廃止
- ・自主的な合併を支援するため、地方交付税の算定優遇や、議員定数などの特例措置は継続

特例法改正案概要

平成の大合併により、市町区切りとするよう答申している。廃止する「3万人特例」は、人口が少なくとも市に移行できる。改定案は答申月「合併の推進」に沿い、法律の目的を現行の「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正。

山新
2010
「平成の大合併」を進めた市町村合併特例法が今年3月末に期限切れとなるのに伴う同法改正案の概要が9日、判明した。合併して市に移行する人口要件を本来の5万人から3万人に緩和する特例や、合併推進に向けた国的基本指針策定を廃止するなど、国主導による合併推進は打ち切る。一方、合併後に地方交付税が急激に減らすよう算定で優遇する制度などが残して自動的な合併支援に転じ、10年間延長する。政府は改正案を2月上旬に閣議決定し国会に提出、4月1日からの施行を目指す。

市町村合併特例法 市町村合併を推進するため、96年3月に合併特例法を制定。このほかにやめるのは総務相による指針策定に加え、都道府県知事による合併協議会の設置勧告や合併構想策定。このための地方税の特例①旧市町村単位で区長が管轄する「合併特例区」など合併の障壁

市町村数の推移

年	市町村数
1999/3/31	約3,300
2000/4/1	約3,000
2001/4/1	約2,800
2002/4/1	約2,600
2003/4/1	約2,400
2004/4/1	約2,200
2005/4/1	約2,000
2006/4/1	約1,800
2007/4/1	約1,700
2008/4/1	約1,600
2009/4/1	約1,500
2010/3/31(予定)	約1,400

関与は終わ
る。一方、繼
続する交付
税の算定優
遇は、合併
後5年間は
せ配分し、
その後5年
間で段階的に縮小する仕組み。このほか①合併後一定期間は議員定数を減らさない特
別②激甚な住民負担増を避け
るための地方税の特例③旧市
町村が存続したとみなして交
付税を上乗

も残す。

を取り除いたり、住民の意思
を行政運営に反映させる措置

平成の大合併

Xo 河北

「3万人で市・特例廃止」

概要判明案

国主導 打ち切り

「平成の大合併を進めた市町村合併特例法」が今年3月末に期限切れとなるに伴う同法改正の概要が9日、判明した。合併して市に移行する人口要件を本来の5万人から3万人に緩和する特例や、合併推進に向けた国の基本指針策定を廃止するなど国主導による合併推進は打ち切る。一方、合併後に地元交付税の算定を月上旬に閣議決定付税が急激に減らないうえ、算定で優遇する制度などは残して自主的な合併支援に軸足を移し、10年間延長する。政府は改正案を5月上旬に閣議決定し国会に提出。4月1日から施行を目指す。

平成の大合併により、市町村数は1999年3月末の3233から、2010年3月末には約300にほぼ半減する見通しとして、3月末で合併推進は一区切りとするとして、3月末で合併推進は一区切りとする旨を申請した。

改定案は審査に沿い、法律の目的を現行の「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正。廃止する「3万人特例」は、人口が少なくとも市に移行できることが、町村合併を促進するための特例と位置づけられることで、合併後も単位で区長が置ける「合併事務官」による合併協議会の設置勧奨や合併構想策定、規制緩和等が終る。一方、継続する交付税の算定優遇は、合併後5年間は旧市町村が存続してみなして交付税を上乗せ分配し、その後5年間で段階的に縮小する仕組み。このほか、合併特例区」など合併の障害を取り除き、住民の意を行政運営に反映させる措置を残す。

② 市町村合併特例法
市町村合併を推進するため1995年に制定された旧法の期限切れに伴い、10年間の時限立法として、1999年に施行された現行の合併特例法では、財政優遇措置を縮小したが、知事の権限を強化し、合併協議会設置を勧告できるようになると国が改定した。改定では、地方交付税で償還額の7割を手当するなど、合併特例債の発行を認めると厚い財政支援を受けるなど、都道府県の積極的な関与が強調された。99年の改定では、地方交付税の算定優遇や、議員定数などの特例措置は継続されるようになるなど、国が合併特例債の発行を認めた。

特例法改正案のポイント	
●目的規定を「合併の推進」から「合併の円滑化」に改正し、10年間延長	新規の合併指針策定が実現されない特例②の急激な住民負担を避けるための措置
●市に移行する人口要件を5万人から3万人に緩和する特例を廃止	地方税の特例③旧市町村
●合併推進に向けた国の基本指針策定や、知事による合併協議会設置を勧告など、合併の積極的な関与を廃止	単位で区長が置ける「合併事務官」による合併協議会の設置勧奨や合併構想策定、規制緩和等が終る。
●自主的な合併を支援するため、交付税の算定優遇や、議員定数などの特例措置は継続	一方、継続する交付税の算定優遇は、合併後5年間は旧市町村が存続してみなして交付税を上乗せ分配し、その後5年間で段階的に縮小する仕組み。このほか、「合併特例区」など合併の障害を取り除き、住民の意を行政運営に反映させる措置を残す。